

徳島県告示第百九十八号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第一項の規定に基づき、那賀町長から認証の請求のあった地籍調査の成果については、同条第二項の規定により次のとおり認証した。

令和七年三月二十八日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 調査を行った者の名称

那賀町

二 調査を行った時期

令和四年度及び令和五年度

三 成果の名称

那賀町小畠の一部の地籍図及び地籍簿（小畠一地区）

四 調査を行った地域

那賀郡那賀町小畠の一部（小畠一地区）

五 認証年月日

令和七年一月十七日

二 調査を行った者の名称

那賀町

二 調査を行った時期

令和四年度及び令和五年度

三 成果の名称

那賀町木頭助の一部の地籍図及び地籍簿（助五地区）

四 調査を行った地域

那賀郡那賀町木頭助の一部（助五地区）

五 認証年月日

令和七年一月十七日